

2021 年 8 月 17 日

極東貿易株式会社

代表取締役社長 岡田 義也 様

株式会社ストラテジックキャピタル

代表取締役 丸木 強



株主総会における弊社株主提案に対する貴社取締役会の反対意見について

<株主提案に対する貴社取締役会の反対意見>

本年 6 月開催の貴社株主総会における弊社の株主提案（第 4 号議案）に対する貴社取締役会の反対意見の理由として、株主総会招集通知 19 頁 19 行目以降に「特定の大株主の利益を優先して具体的な経営判断に介入することに繋がるリスクがあり、上記施策の実現がむしろ困難になるものと判断した」と記載されていた。同内容は本年 5 月 24 日に「株主提案に対する当社取締役会意見のお知らせ」として公表されていたものでもある。すなわち、「弊社及び弊社が運営するファンドが、自らの利益のために他の株主の利益を犠牲にして、貴社の新中期経営計画の実現を妨害する可能性がある」と公に指摘したのである。

<貴社取締役会の反対意見に関する弊社とのやり取り>

株主総会当日、私は、貴社取締役会意見は弊社及び私に対する誹謗中傷であり、合理的な説明をお願いすると質問したが、岡田社長は弊社の他の株主提案が「短期的だから」と答えただけで、「特定の大株主の利益を優先して中期経営計画の実現を妨害する」との見解についての説明はなかった。弊社は、株主総会後も貴社に対し合理的説明を求め、説明できない場合は、取締役会意見の該当部分の削除及び私への謝罪、並びにその旨の開示を要請した。

<貴社取締役会意見についての貴社の開示>

その結果、今月 12 日に貴社は貴社 HP に「株主総会参考書類に記載の取締役会の意見について」を公表し、そこには「・・・その後本議案の提案者と意見交換をした際、提案者の意図にそぐわない記載である事を指摘されました。提案者は当社施策の実現を当社同様に希望しており、施策を阻害するような上記表現は提案者の意図とは異なることを今般取締役会としても確認したことをお知らせいたします。」と記載されていた。

この貴社取締役会の対応は、何らの反省もない非常に不誠実なものと評価せざるを得ない。弊社は次に掲げる時系列の通り、まず、プライム市場への上場要件を充足し TOPIX に採用され続けるよう、弊社の運営するファンドの短期的な利益を犠牲にすることも厭わず、貴社株式の市場における売買高の向上策を提案した。さらに、貴社に対し、資本コストの考えを採り入れ、株主還元を拡充し、ESG にも配慮した中期経営計画の策定を継続的に提案した。

<昨年2月から本年株主総会までの弊社と貴社の対話>

- 2020年2月13日：貴社株式の流動性向上を目的として、弊社ファンドが保有する貴社株式の一部を立会外分売にて売り出すことを提案（貴社出席者：苫米地常務、宮川氏）
- 2020年3月18日：弊社のファンドは若干の損失を計上する可能性が高いが、発行済株式数の3%程度の立会外分売を具体的に提案（岡田社長、苫米地常務）
- 2020年5月22日：同上の提案（苫米地常務、宮川氏）
- 2020年8月19日：資本コストの重要性を口頭で説明（岡田社長、苫米地常務）
- 2020年9月4日：弊社作成資料に基づき資本コストの説明（岡田社長、苫米地常務）
- 2020年11月12日：当時の貴社株式の流動性では、プライム市場の上場要件を充足しない可能性が高いことを口頭で説明（岡田社長、苫米地常務）
- 2021年1月19日：中期経営計画の修正等に関し、弊社作成資料に基づき具体的に提案（岡田社長、苫米地常務、佐藤常務、佐久間取締役、大内取締役）
- 2021年1月28日：ESGに特化した面談（苫米地常務、前田氏）
- 2021年2月1日：貴社社外取締役に対し、1月19日の資料に沿って弊社から説明（寺井取締役、荒井取締役、貝塚取締役）
- 2021年2月15日：中期経営計画について意見交換（岡田社長、苫米地常務）
- 2021年4月12日：弊社の予定する株主提案について説明（岡田社長、苫米地常務）
- 2021年5月14日：弊社の提案が相当程度採り入れられた新たな中期経営計画（5月10日公表）について意見交換（岡田社長、苫米地常務）

<結論>

2020年2月から5月までの3回の提案の通り、我々は「特定の大株主の利益を優先」するどころか犠牲にする可能性があることを提案した。さらに、中期経営計画の再策定は2021年1月以降具体的に我々が提案してきたものであり、この実行に弊社が反対することはあり得ないと貴社取締役会は充分過ぎるほど判っていたはずである。しかし、貴社取締役会は、株主対応のアドバイザー（以下「A社」という。）の助言を受けつつ、意見表明として、弊社が中期経営計画の実現を妨害する可能性がある」と述べるのみならず、「特定の大株主の利益を優先して」と何等の根拠もなく弊社が邪悪な投資家であるように印象付ける言葉まで付け加えたのである。これは、2017年12月以降対話を継続してきた大株主である弊社に対する、悪意のある誹謗中傷であることは明らかである。また、この意見表明の責任は貴社取締役会にあるが、A社が弊社を誹謗中傷することを推奨した疑いもある。そうであれば、貴社がA社へ支払った手数料は、株主提案の賛成票を減らすために大株主を誹謗中傷することを目的とした会社資産からの支払いであり、株主価値の毀損と言わざるを得ない。

弊社は、貴社取締役会に対し、再度、この取締役会の意見の撤回と弊社への謝罪を要求するものである。また、弊社は、A社に対し、A社が株主価値向上の観点から貴社に助言をしているか確認するため、意見交換を行う場を設けていただくことを要請する。

以上